

## 役員候補者選定・選出規程細目

### (総則)

第1条 本規程細目は、役員候補者の選定ならびに選出について必要な細目を定める。

### (選出数)

第2条 役員の毎年の選出数は、次のとおりとする。

理事 5名 (会長代理, 総務企画, 財務会計, 編修出版, 研究調査)

監事 1名

2 役員 of 2年毎の選出数は、次のとおりとする。

専務理事 1名

理事 5名 (部門担当)

理事 9名 (支部担当)

3 その他に必要な理事については理事会で定めた選出数

### (候補者の選定)

第3条 理事会は、改選を要する役員(常勤の専務理事を除く)につき、実施前年12月15日までに役員候補者を選定する。

### (候補者の選定手続き)

第4条 理事会による役員候補者の選定手続きは、下記による。

(1) 理事, 監事, 有識者会議委員は、書面により候補者を申し出る。電子データによる提出も可とする。

(2) 理事会は、前項の申し出の結果を考慮し、第2条に定める候補者を決定する。理事会は必要に応じ、追加候補者を指名することができる。

第5条 正員は、50名以上が一同となって、選出数以内の役員候補者を選定することができる。ただし、本会理事, 監事または有識者会議委員である正員はこれに加わることはできない。また、同一の正員は、2個以上の団体に加わることはできない。

第6条 前条により選定した役員候補者氏名は、11月10日までに会長に届出なければならない。届出には、団体正員全員の署名押印を要する。

第7条 役員候補者の選定に際してはふさわしいとする役職を付すこととする。

### (候補者の表示)

第8条 役員候補者の表示は、下記による。

(1) 氏名は、役員種別ごとに五十音順に記載する。

(2) 理事会による選定および団体選定の別を記載し、2個以上の団体がある場合は、甲・乙・丙等団体別に表示する。

(3) 同一人が、同種役員候補者に2個以上の団体から選定された場合でも、その氏名は、1個所だけに記載する。

### (投票)

第9条 正員は、改選を要する役員につき次の数を選定し、電子投票または書面投票を行う。

理事 5名

監事 1名

- 2 各部門に所属する正員は、改選を要する部門担当 1 名を選定し、電子投票または書面投票を行う。
- 3 各支部に所属する正員は、改選を要する支部担当 1 名を選定し、電子投票または書面投票を行う。

(開 票)

第 1 0 条 前条の到達した投票は、専務理事または総務企画理事が確認し、その結果を理事会で報告し、承認を得なければならない。

(選 出)

第 1 1 条 理事会は、前条の結果に基づいて、本規程細目第 2 条の選出数までの役員候補者を選出する。

- 2 常勤の専務理事候補者は、前項の役員候補者を選出する理事会で選出する。

(選 任)

第 1 2 条 選出された役員候補者は、総会の決議によって役員に選任される。

(付則)

1. 平成 3 年 3 月 26 日、理事会において承認制定。
2. 平成 3 年 5 月 24 日施行。
3. 平成 5 年 4 月 22 日、理事会において一部改正。
4. 平成 18 年 10 月 13 日、理事会において一部改正。
5. 平成 21 年 10 月 14 日、理事会において一部改正。
6. 平成 23 年 7 月 29 日、理事会において承認制定
7. 本細目は、一般社団法人電気学会の設立の登記の日から施行する。
8. 平成 24 年 10 月 9 日、理事会において一部改正。
9. 平成 24 年 12 月 6 日、有識者会議メンバー名称変更につき、有識者会議委員として読み替える。
10. 平成 25 年 10 月 2 日、理事会において一部改正。
11. 平成 30 年 10 月 18 日、理事会において一部改正。